

無線局変更等申請書・届出書
免許記録変更届出書
無線局免許承継届出書
無線局記載事項等変更届出書
(注1)

年 月 日

総務大臣 殿 (注2)

収入印紙貼付欄
(注3)

- 電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 電波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第9条第5項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があったので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第9条第5項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号（事業収支見積もりに係る部分に限る。）、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があったので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 電波法第17条第2項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があったので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第2項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号（事業収支見積もりに係る部分に限る。）、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があったので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 電波法第20条第1項、第7項若しくは第8項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第21条第2項の規定により、無線局の免許記録に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

